

元和・寛永前期の三戸城

— 南部利直の移徙と普請・作事 —

熊谷隆次

はじめに

盛岡藩では、元和・寛永前期（一七世紀前半）、藩主南部利直（在位…慶長四年（一五九九）～寛永九年（一六三二））の時期に、居城を盛岡城（現岩手県盛岡市）から三戸城（現青森県三戸町）に移した。本稿は、この三戸城への移転の時期と、移転にともなう普請・作事について解明することを目的とする。

三戸城への移転の理由について、近世の歴史書・系譜類は皆一様に、盛岡城の周囲を流れる中津川の大洪水・氾濫のためと記しており、信賴し得るものである。ただし、移転の年代については、「元和五年」「元和年中」「寛永の始頃」「寛永之頃」と一致しておらず、また移転前後の施工過程を全く記していない。⁽¹⁾ 研究史的にもほとんど未着手である。⁽²⁾

近世の歴史書・系譜類ではなく、同時代史料にもとづく分析が必要であるが、当該期の政治史を明らかにしうる無年号の南部利直書状の年代比定は、ほとんど進んでいない。本稿は、利直の居所（図一）⁽³⁾をもとに、利直書状の年代比定を行ないながら、以下、三戸城の普請、

移転年代、作事の順で論を進めていきたい。

— 元和期の普請

1 普請の開始

次の〔史料1〕は、南部利直が、江戸幕府將軍徳川秀忠に供奉して上洛していた元和三年（一六一七）七月、国元の家臣に対して発したものである。

〔史料1〕 元和三年七月七日 南部利直黒印状写⁽⁴⁾

覚

田鏗 ^(題) 勝右衛門	大坂小四郎	鳴海弥九郎	玉山右近
小原久七	茂上九郎次郎	椀沢孫四郎	高橋庄助
天満館源五郎	田名部与五郎	田鏗 ^(題) 久次郎	八幡甚次郎
山内彦七	山根勘解由	金田一弥七郎	松尾助十郎
田子小十郎	苦米地孫左衛門	長谷川与三郎	日沼主水
佐々木喜蔵	大向弥九郎	田頭作助	山口与右衛門
三上彦五郎	下田助五郎	泉山惣右衛門	松尾小三郎
八木沢久三郎	川又長次郎		

右三拾人、今日より預候、普請萬無油断可申付候也、

元和三年七月七日

〔南部利直黒印欠カ〕

中野新六^(正祖)

〔史料2〕 元和四年十二月三日 南部利直知行宛行状写⁽⁵⁾

以上、

九戸晴山村之内ニ五拾石、(元和三年・四年)兩年三戸御普請精入候ニ付而、令扶助候、
全知行可仕者也、
(元和四年)極月三日 利直(南部) 御黒印
田鏖庄右衛門(題)吉綱

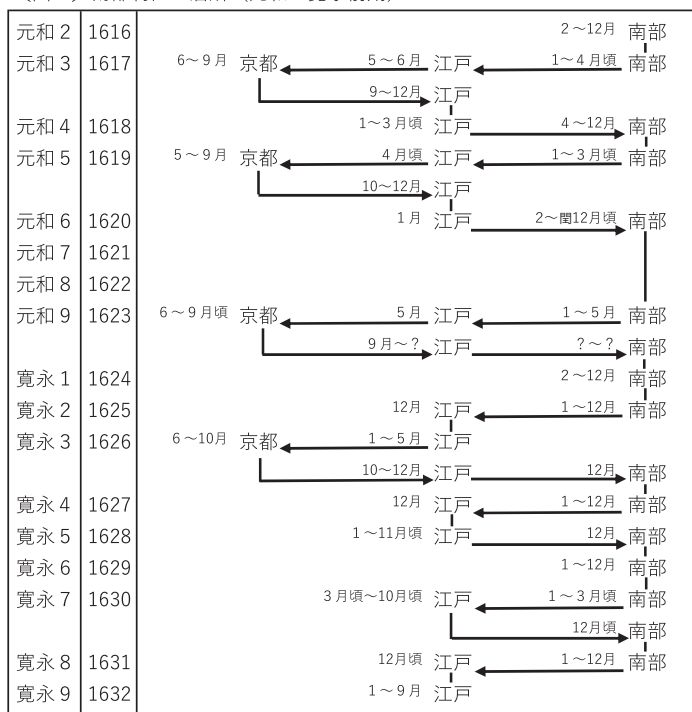
〔史料1〕は、元和三年七月、南部利直が家臣の中野正祖に対し、「普請」のため三〇人を預けたものである。『参考諸家系図』は右の史料を、「御同心三十人御預面附御黒印」と記している。⁽⁶⁾

〔史料2〕は、翌四年十二月、在国中の利直が発給したもので、「史料1」と関連する。家臣田鏖吉綱(庄右衛門)に対し、「(元和三年・四年)兩年」の「三戸御普請」の奨励を褒賞して知行五〇石を給与しているが、この吉綱は〔史料1〕冒頭の「田鏖勝右衛門」と同一人物である。〔史料1〕の「普請」とは「三戸御普請」のことで、中野氏は田鏖氏ら三〇人を配下(同心)に置き、元和三・四年の二年間、普請を行っていたことが判明する。

この「三戸御普請」について、〔史料1〕〔史料2〕からはその詳細を知り得ないが、『系胤譜考』は、円子儀親・岩館景吉が「三戸御城御普請奉行」に任命されたと記す。また、蛇沼政辰について、「元和ノ始、利直(南部)公御代、三戸御城御再築、御歛初相勤、直々御普請奉行被仰付」と記す。この『系胤譜考』の記述と中野・田鏖両氏の事例を合せ考えれば、「普請奉行」は同時期に複数名任命され、それぞれ三〇人を単位とする集団を配下(同心)に置いて、三戸城の普請にあたったことが判明する。

なお、普請の始期について、蛇沼政辰が「元和ノ始」に「御歛初」

〔図1〕 南部利直の居所 (元和・寛永前期)



注 「南部」とは、利直の在国を意味する。具体的な居所は示していない。

を務めたと記されている。しかし、『系胤譜考』などをもとに編纂された『参考諸家系図』は、「元和元年」と年代を明記している。「元和元年」としたのは、三戸城の「御鞅初ヲ勤」めた「此年」、政辰が「不慮ノ事アリ」「自殺」したこと、政辰の嫡子政候が「元和元年、父夭死」して「失祿」した時、「十三歳」であったという蛇沼家の伝承が根拠となっている。三戸城普請の「鞅初」は、元和元年に推定可能である。

2 石垣普請

本節では、三戸城の「普請」の具体的内容と過程について明らかにしたい。

〔史料3〕「神氏系譜」⁽⁷⁾

(前略) 伝日、平右衛門^神房元、御足輕預り、三戸御城御普請奉行相勤候由申伝也、近年迄、石垣之内ニ切付有之シヲ、右石垣、土中へ埋り、近年見へスト、三戸御給人之老人ノ断セシヨシ、(後略)

時期は未詳であるが、神房元は三戸城の「普請奉行」の一人であった。「石垣之内ニ切付有之シ」とあるため、「普請」とは石垣の築造のことで、石垣には自分が製造・運搬したことを示す「切付」(刻印)が刻まれていた。

〔史料4〕(年末詳) 八月二十日 南部利直書状⁽⁸⁾

石垣矢藏之内面、いつ比仕舞候哉、終^ニ左様之注進もなく候や、
三左衛門ぬかり候、京間五間四方^ニ而も、左様之ならし^ニ而や、
西之す^(角)より北へさく^(櫛)の方へ、我等^(櫛)なわを^(櫛)はり、四尺あまり土手よりたかく^(高)可有候、何ほど^(程)候や、此たかさをも、又矢藏之台之

元和・寛永前期の三戸城 — 南部利直の移徙と普請・作事 —

内めん^(面)のす^(角)みのたかさをも、けんつ^ニ而打候而、高さ^(角)・す^(角)ミ石之數可申越候、さく^(櫛)の方へつき留、餘^(櫛)つきかけ候者、北へ今度つき候時、石かき^(櫛)可崩候間、少さく^(櫛)の方を^(櫛)がんきに^(櫛)のらせ候而つき留へく候、石垣出来候者、北ノ土手之方、くり^(栗)石より壱間程あつく^(厚)いかにものらせ、うら^(裏)を土手^(叩)た、き付、がんき^(櫛)なし^(上)人のあかり候様^ニ可仕候、(中略)

一、矢藏之内面、根石之きわ、水のたまり候様^ニ、す^(少)こしたかく^(高)土を可置候、根石之きわに水たまり候へハ、根石之下や^(柔)はらかに成候而、おしこ^(押込)ミ候、大事ノ事^ニ候、

一、此方に知行之有者共、爰元之普請させ候間、いそ^(急)き参候へと、昨日彦八郎^(南部利直)申越候つる、か^(勝手)つてよく候間、急参候へと可申候、おそ^(程)く候而ハ、さん^(散)々^(々)事^ニ候、其元^(急)ニ残る人数、何ほど候や、百人組へりてかき立、惣^(都合)つかう人数、いそ^(急)き可申越候、石かき出来候者、土手のた、き付出来候者、其後ハ仕事有ましく候間、先度掃部助^(野田直親)など^ニ申置候雨^ニて貫候土手共なをさせへく候、(中略)

八月廿日 利直^(南部)(黒印) 刻辰

毛馬内^(直次)三左衛門

(後略)

〔史料5〕元和六年正月十一日 南部利直書状⁽⁹⁾

御船頭・同御舟子御切米之事
一、六石 八兵衛 一、六石 御かこ七郎兵衛 一、六石 源右衛門
一、六石 作助 一、六石 与三郎 一、六石 甚四郎 一、六石 源太郎 一、六石 甚七 一、六石 作兵衛 一、六石 久六 一、六石

喜右衛門 一、六石 久助 一、六石 源二郎 一、六石 勝吉
一、六石 新助

一、六石 孫三郎 メ拾六石 御米メ九拾六石被下候、大土御蔵米
渡し可申候也、

元和六年正月十一日 猿(南部利直)(黒印)

浜田彦兵衛殿留守居(許春)

まず、「史料4」の利直書状の年代比定を行なう。文中の「彦八郎」とは、利直の四男利康の元服後の仮名である。幼名は「申千代」とされ、「史料5」の元和六年(一六二〇)一月(十四歳)まで幼名の「猿」を自称していたことが確認される。元服と「彦八郎」への改称の年次は未詳であるが、「史料5」以降であることは確実であるため、上限は元和六年となる。下限は、利康の没年である寛永八年(日付は十一月二十一日)である。

〔史料4〕は、在国中の利直が家老毛馬内直次に対し、「矢蔵」の作事とその土台となる「石垣」の普請について命じたものである。毛馬内氏が普請・作事を担当していた城郭は未詳であるが、利直は自ら現地に向いて縄張(縄)「なわをはり」を行ない、「石垣」築造に関わる「根石」「土手」「くり石(栗)」「すみ石(角)」「がんき(雁木)」について詳細な指示を出していた。利直が、石垣普請に精通していたことは明らかである。

〔昨日、彦八郎申越候つる〕とある通り、「史料4」前日の八月十九日、利直のもとには利康から、「此方に知行之有者共、爰元之普請させ候間、いそぎ参候へ」という要請が届いた。後述するように、元和・寛永前期の利康の居所は三戸城であるため、「此方」とは三戸、「爰

元」とは三戸城と考えられる。利直は、これを受けて毛馬内氏に対し、「石垣」普請のため派遣していた三戸の給人(「此方に知行之有者」)と「百人組」らを、利康のもとへ返すよう命じている。

なお、「百人組」とは、石垣築造のために編成された一〇〇人単位の集団と考えられる。¹¹⁾利直は、年末詳八月七日付書状¹²⁾で四戸久助らに対し、城郭は未詳であるが、「鉄炮者」を使役しての「わり石」の運搬と、「しゆら(修羅)」の製造を命じている。「しゆら」で「わり石」を運ぶ「鉄炮者」(鉄炮足軽)が、「百人組」に編成されていた可能性がある。¹³⁾

元和・寛永前期、盛岡藩領の各地で石垣普請が行なわれ、これに給人や「百人組」らを派遣し合うシステムが構築されていた。毛馬内氏が担当していた城郭は未詳であるものの、そこで用いられていた石垣の築造技術と普請集団が、三戸城の石垣普請に用いられていたことは確実である。石垣普請は組織的に実行されており、その中心に、石垣普請に精通する南部利直がいた。

二 元和六年の三戸城移徙

1 「おうへ」への移徙

〔史料6〕元和六年十二月二十一日 南部利直書状¹³⁾
御文并中館殿使者^(政常)給候^(縁)ゑんへん之事、まんそく之由^(満)尤^(足)候、いかにもかるく^(軽々)と祝言^(祝言)尤^(他所)候、よ所^(所)かましく不入事^(不)候、昨日御越候^(御)はんと御^(御)しらへ候由にて、たる^(替)一か、かれ^(替)い十、もち、いろく^(色々)まんそく^(満)申候、祝言^(祝言)済候て、早々御越候へく候、来月^(御)八^(御)壬月^(御)にて候

間、当月中^(二)、もと家移御させ候へく候、我々もおうへ^(御上)出来候て、今夜わたまし^(移能)にて候、恐々謹言、

十二月廿一日 利直^(南部) (黒印)

「^(奥ワ書) 八戸^(清心尼)

かミ 御返事」

右の史料は、「来月八^(四)壬月^(三)にて候」とあるため、年代は元和六年(一六二〇)である。元和六年十二月、根城城主の八戸家(南部氏一族)では、当主清心尼の嫡女千代と賀養子の直義(弥六郎)が結婚し、直義が八戸家の当主の座につき、清心尼は隠居した。⁽⁴⁾〔史料6〕はその「祝言」に関するもので、この時期、利直は在国していた。

利直は清心尼に対し、「当月中」に「こ、もと」へ「家」を移すことを指示するとともに、自分も「おうへ」に「今夜わたまし^(移能)にて候」と伝えている。清心尼が利直のもとへ「家」の移転を指示されていることと、貴人の居所を意味する「おうへ」⁽⁵⁾が「出来候」の文意とを合せ考えれば、「おうへ」とは、居城に建造された利直の居所と判断できる。なお、居城は、移転を意味する「わたまし^(移能)」の文言から、慶長期以来の居城である盛岡城は該当しない。三戸城であることは確実で、居所の移徙は「今夜」、元和六年十二月二十一日であった。帰国した年に合せての移徙と考えられる。

この三戸城への移徙に先立ち、重臣の妻子を三戸城へ居住させることも進められていた。

〔史料7〕 元和七年五月二十八日 南部利直知行目録写⁽⁶⁾

遣ス知行之事

元和・寛永前期の三戸城 — 南部利直の移徙と普請・作事 —

四百五拾九石壹斗八升

(中略)

奥瀬城廻り

右拾式ヶ村、メ八百石、右之内、申ノ年檢地出分之新田四百石ハ、

去々年^(元和五年)御上洛御供留守中^(二)、当城^(三)二足^(御)よわ無如在詰、尤知行方始

末能仕、過分ひらきをも申付候付而、為加増被下候、(中略)

元和七年

五月廿八日

利直^(南部) 御黒印

奥瀬内蔵

右の史料は、利直が、「去々年」徳川秀忠の上洛供奉のため国元を留守にしている間、奥瀬直定が「当城」に妻子を詰めたことを褒賞したものである。利直は、元和六年十二月に三戸城へ移徙しているため、〔史料7〕が記す「当城」とは三戸城のことである。

なお、「当城」に「詰」めるといふ文言から、奥瀬氏妻子がいた場所は城下ではなく、三戸「城」内に所在していたことがわかる。元和・寛永前期の三戸城を記したとされる『三戸郡三戸御古城御繩張測量之図』(図2)⁽⁷⁾には、三戸城の東側に「奥瀬与七郎」⁽⁸⁾の屋敷が描かれている。搦手門(鍛冶屋御門)をおさえる重要な場所であった。

〔図2〕三戸城図

〔三〕三戸郡三戸御古城御縄張測量之図 三戸町、一部加筆



2 黄金橋の擬宝珠

三戸城下には、水濠の役割を果たす熊原川が流れている。次の元和七年（一六二二）の史料は、この熊原川に架かる黄金橋の欄干に設置された擬宝珠に関するものである。

〔史料8〕元和七年八月十四日 鬼柳義満（19）

（擬宝珠）
きほうし地金請取申覚

〔欠損〕年六月廿六日

一、四拾貫目

同日

一、三拾貳貫目

二口 合七拾貳貫目

右之地金（擬宝珠）にて、きほうし（擬宝珠）申候覚

一、きほうし八ツ 此かね目、五拾四貫百六拾目、但（擬宝珠）きほうし壹ツ

二付、六貫七百目・八百目宛、但三戸 御城

大手口御坂ノ下御橋ノきほうし（擬宝珠）

一、ふきくす（吹屑）

一、せんくす（銚屑）

六貫四百目 壹貫四百四拾目

メ七貫八百四拾目、返上申候、

右、七拾貳貫目ノ内（減）にて、へり目拾貫目御座候、但（擬宝珠）きほうし三ツ

ハ平左衛門・又五郎、又五ツハ忠兵衛・与七郎・采女仕上申候、

以上、

元和七年

八月十四日

野田内匠（黒印）様

鬼柳藏人（義満）（黒印）

右の史料は、道・橋の普請に精通していた鬼柳義満（20）が、財政担

当の家老（年寄）野田直盛²¹に提出した「^{（擬宝珠）}きほうし^{（地金）}」八個分の請取状および鑄造仕上覚である。「三戸 御城大手口御城ノ下御橋ノ^{（擬宝珠）}きほうし」の記述から、三戸城の表門（綱御門）が「大手」と呼称されていたこと、また擬宝珠が三戸城下の黄金橋に設置するものであったことが判明する。利直が三戸城に居城を移したことを示す、記念碑的工芸品であろう。

〔史料9〕元和九年五月 三戸黄金橋擬宝珠銘²²

三戸之町

木金橋^{（寛）}

元和九年癸亥

五月吉日

造畢

源朝臣

利直代^{（南部）}

右の史料は、擬宝珠の銘文で、元和九年五月に黄金橋が完成したことが判明する。

三 元和期の作事

〔史料10〕元和七年三月一日 南部利直書状写²³

（尚々書、省略）

（昨日）^{（八戸前義）}のふハ、^{（殿）}弥六郎との^{（文）}御ふミまんそく申候、今度ハ^{（色々）}いろく御^{（馳走）}ちさう大せいにて^{（造作）}さう共にて候つる、今日進上之御馬共のほせ申候、明日・明後日ハ、こ^{（爰元）}もと作事共申付、四日^{（上）}五戸へ新田まで

元和・寛永前期の三戸城 — 南部利直の移徙と普請・作事 —

越候ハんと存候、其より市川を^{（懸）}かけまわし候て、それへ参事も可有候、又七戸までおしまわし候て、もとより^{（標）}さまより候事も候ハん哉、道の有やう^{（標）}より可申候、大^{（方）}かたハ参可申候、恐々謹言、

三月一日（黒印影）^{（元和七年）} 例利直様ノ丸御判也

八戸かミ^{（清心尼）}

御返事

右の史料は、元和七年（一六二二）と推定される清心尼宛の利直書状である。利直は在国中で、翌日の三月二日か三日（明日・明後日）に「こ、もと」の「作事」を指示した後、同四日に五戸の新田村（現五戸町）まで鷹狩りに行くと報じている。一日で新田村に移動でき、かつ「作事」を命じる「こ、もと」とは、三戸城のことであろう。移徙後、三戸城が居所となっていたことと、「普請」から「作事」に移徙したことが確認される。

〔史料11〕元和九年四月十三日 南部利直書状²⁴

〔痛表ラフ巻〕

三戸より

（墨引）

八戸かミ^{（清心尼）}

と^{（南部利直）}し直^{（御返事）}

なをく、いろくまんそく申候、我々上りノ事ハ、いまく何共不申候、以上、

御文、ことに^{（懸）}ゑい一つ、かれい十、ゑのわ十、いろく給、まんそく申候、彦九郎、昨日状こし申候、近日^{（越）}御暇出候ハん様ニ申越候ま、まんそく候、恐々謹言、

卯月十三日^{（元和九年）}

まず、右の利直書状の年代比定を行なう。宛所の清心尼が、利直書

状で「八戸かミ」と表記されるようになるのは、隠居した元和六年十二月以後である。また、利直の次男南部政直（彦九郎）の没年は、寛永元年（一六二四）十月二十三日である。このため、年代は、元和七年から寛永元年の間となる。なお、尚々書に「我々上りノ事ハ、いま〜何共不申候」と、利直の江戸参府に近いことを示す記載がある。元和七年から寛永元年の間で、利直の江戸参府は元和九年しかないため、年代は元和九年となる。端裏ウワ書からは、利直の居所が、「三戸」城であったことが判明する。

〔史料12〕 元和九年五月七日 南部利直書状写⁸²

端午之為祝儀と使者、殊砂金五匁、さ、い、甘、満足に候、此方仕合よく候間、可心安候、彦八郎も近日下候、其方煩心なかく思候て、ゆる〜と養生尤候、恐々謹言、

五月七日 利直 御黒印

南遠江殿

〔史料13〕 元和九年六月七日 南部利直書状⁸³

尚々、路次とおり、何方田地よく候や、路次〜の様子をも具、返事ニ被申越へく候、ろしニてけんくわなともなく、無何事下候や、無心元候、八戸郷廻山はやしきりあらし候間、左様之段よく可申付候、いんきよのとき、仕置よく候間、其段よく候、以上、

路次中、無事ニ供成候や、今日盛岡へ可着と思候、三戸へ着候とも、無弓断城へ出、奉公尤候、少も如在氣ニてハ不可然候、知行もちかく候間、さる暇を乞候て、さい〜参候て、田地見はからい尤候、

（中略）秋ハ対馬もかふよりせきを田地よく候ハ、ほり尤候、さ候へハ、なかなわしろ、上ノやちひへ田ニ成候、（中略）恐々謹言、

六月七日 利直（黒印）

八戸弥六郎殿

〔史料12〕の利直書状の年代は、利康の仮名「彦八郎」が記されているため、元和六年一月以降のものである。また、南直義の没年は寛永三年八月八日であるため、年代は元和六年から寛永三年の間となる。なお、南氏がわざわざ使者を派遣していること、また「彦八郎も近日下候」と利康の帰国が予定されていることから、当時利直・利康父子はともに国元不在で、江戸在府中であつたことが推定される。元和七年から寛永三年の間で、五月に利直が国元不在、在府した時期は、元和九年と寛永三年であるが、利康は寛永二年十二月二十五日から同三年二月二十五日まで在府が確認されるため、元和九年に比定される。この〔史料12〕と関連するのが、〔史料13〕の利直書状である。年代は、清心尼が「いんきよ」と記されているため、元和七年以降となる。また、「なかなわしろ」は八戸の地名であるため、八戸直義が遠野への知行替えを命じられた寛永四年三月⁸⁴の前年（寛永三年）までとなる。なお、尚々書で「無何事下候や」と記しているため、利直は江戸在府中で、八戸直義は帰国途中であつた。元和七年から寛永三年の間、利直の在府は元和九年と寛永三年である。ただし、寛永三年六月から同十月頃まで、八戸直義は利直とともに徳川秀忠・家光に供奉して上洛しているため、⁸⁵元和九年に比定される。

〔史料12〕に「彦八郎も近日下候」とあるため、利康は、元和九年五

月上旬頃まで江戸に在府し、同月中旬頃に江戸を發ち、帰国の途に上つたと推定される。「史料13」の「路次中、無事^二供成候や」は、八戸直義が「さる」(南部利康)の帰国に供奉したことを示している。また「今日盛岡へ可着と思候、三戸へ着候とも、無^レ弓断城へ出、奉公尤候」の部分からは、盛岡が帰路の通過点で、最終到着地が「三戸」であったこと、利康の居所が三戸「城」であったことが判明する。

四 寛永前期の作事

1 寛永三年の広間・櫓の作事

〔史料14〕寛永三年二月二十五日 南部利康黒印状⁹³⁾

大土之者、三戸へ飛脚^二參候、如在成、遅ク帰候^二付而、科代四匁取上候、請取候也、

寛永三年二月廿五日 (黒印)^(南部利康)

浜田彦兵衛^(清春)

長瀬六右衛門

右の史料は、寛永三年(一六二六)、上洛のため江戸に在府中の利直に代わり、留守居の利康が、閉伊郡大槌城代浜田・長瀬両氏に対して發給した黒印状である。大槌のものが、飛脚として三戸まで派遣されたものの、勤務怠慢のため科料を徴収したことを伝えている。寛永三年時、利康が三戸城に在城し、政務を執っていたことが判明する。『三戸郡三戸御古城御繩張測量之図』(図2)には、「彦七郎」の屋敷が描かれている。

〔史料15〕寛永三年五月八日 南部利直書状写⁹⁴⁾

元和・寛永前期の三戸城 — 南部利直の移徙と普請・作事 —

端午之為祝儀、廿日之状、長二郎、三日之昼參着、具^二披見候、白鳥三ツ、鶴式ツ、鱒之塩引三拾、色々目出度、喜^二候、

(中略)

一、弥六郎^(七戸直義)・隼人、其外弓・鏑之者、六具、昼前^二參候、路錢之渡し様、何も情入、能しわけ^二候、金五箱、式箱隼人、三箱弥六郎持參候、(中略) 先度之五十五枚八匁式分と、今度之にて爰許を出候て、京にしはらくい候共、一月・二月之間ハ可有候、(中略) 一、大工喜兵衛^(四月)廿一日之状、五日之晚參候、其元ノ作事之様子聞候而、又今度広間之材木、やくらの材木、指図をなさせ、伊賀とひとつ^二可下候、夏中^二材木とらせへく候、喜兵衛^二路錢式匁出候由、尤^二候、

(中略)

五月八日 利直^(南直)(花押影)^(寛永三年)

彦八郎殿^(南部利直)

尚々、(中略) 土もりの下よりひかし殿清水の下まで四十五間とり候よし、是も見事^二可有候、来年二月・三月にて済候、ハんと喜^二候、我等くたり候ての慰^二、来春しあけ^(仕上)可見候、半九郎・新六^(割)角石わらせ^(由)へきよし、尤^二候、(後略)

右の史料によれば、利康が四月二十日に国元から發した「端午之為祝儀」の書状(「廿日之状」)が、五月三日昼前に利直のもとに届いている。また「爰許を出候て、京にしはらくい候」とあるため、利直は「爰元」から「京」に出立予定であった。国元から約二週間の距離、「京」に対する「爰元」の表記、以上から利直の居所は江戸で、上洛

のための参府であった。

年代は、「彦八郎」宛であるため、元和六年以降のものである。この元和六年から利直没年の寛永九年八月までの間、利直の上洛は、元和九年と寛永三年である。また、「弥六郎・隼人、其外弓・鑄之者、六具、昼前参候」とあるため、八戸直義は五月七日の昼前に江戸に到着し、その後、上洛している。⁸²「史料12」「史料13」から判明したように、元和九年五月中旬頃から同六月上旬の間、利康と直義ともに江戸からの帰国途中であるため、元和九年はあてはまらない。年代は、寛永三年となる。

「史料15」で重要な部分は、「大工喜兵衛」以下の一文である。喜兵衛は、国元から利康の書状(廿一日之状)をもたらした。内容は「其元ノ作事之様子」、つまり利康が関与していた「作事」の進捗状況であった。喜兵衛が江戸へ直接派遣されたのは、大工としてこの「作事」の中心にいたためであろう。「其元」とは、寛永三年二月末(史料14)に利康の三戸在城が確認されるため、三戸城である。

なお、大工喜兵衛は江戸参着直後、家老の石井直弥とともに折り返し帰国を命じられた。この時、利直は喜兵衛に対し、「広間」と「やくら」の材木について指示しているため、利直が「作事」について指示し、これを三戸城にいる利康が受理して、大工の喜兵衛に施工させる、という手続きが判明する。⁸³「二戸郡三戸御古城御繩張測量之図」(図3)によれば、本丸の西北部に「御広間」が描かれている。尚々書には、「土もりの下よりひかし殿清水」が記されている。⁸⁴「二戸郡三戸御古城御繩張測量之図」に描かれた「東彦左衛門」の屋敷

の下にある「清水」のことであろう(図2)(図4)。寛永三年五月時点で東氏の屋敷とその南側の「土もり」(土墨)が、三戸城内に設けられていたことが判明する。また、「清水」は、「ひかし殿清水」の表記から東氏の所有になるもので、「我等くたり候ての慰、来春しあけ可見候」とあるため、造成中であった。

尚々書にはまた、「半九郎・新六角石わらせへきよし、尤候」と記されている。尚々書のみ記載であることから、この「角石」は補充のものであった可能性がある。

「史料16」寛永三年六月二十六日 南部利直書状写⁸⁴

(前略)

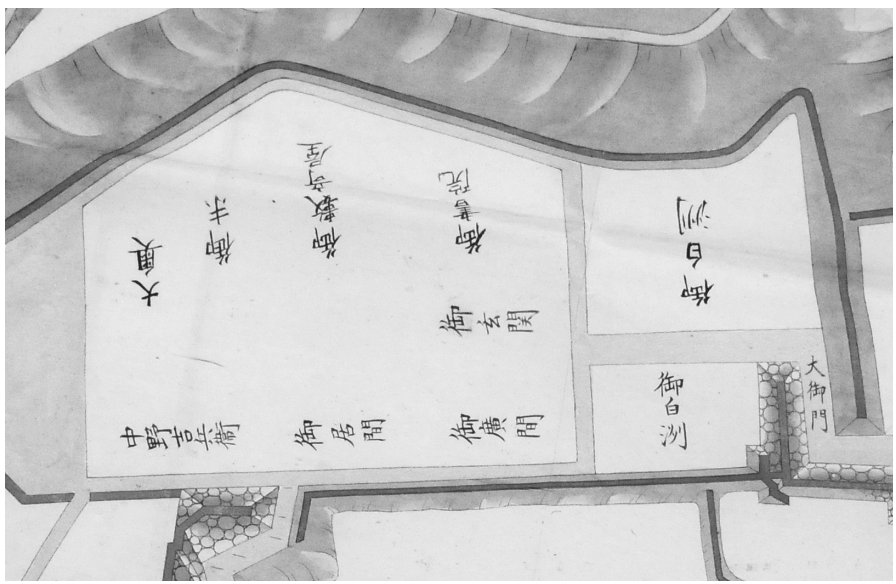
一、(中略) 昨日も 御前へ出候、御きげんよく御咄候て、其元ひはり大キかと御尋被成候間、ひはりハたくさん御座候へとも、草ふか⁸⁵て、数を合せ申事、不罷成由申上候、(中略)

一、黒田右衛門佐、先度何も御暇之時分、暇被下候て、ちと跡より被上候、何哉らん、御尋之事候て、有馬之ゆ⁸⁶被居候を召候由候て、夜夜⁸⁷五日⁸⁸一昨々被下候、大船をこしらへ候て迎⁸⁹大坂川口まで参由、御耳⁹⁰立由候、其⁹¹かきらす、親父⁹²ハちかい、ちとうつけ⁹³候間、久敷八国をハ御預ケ被成ましきと我等も見及候、

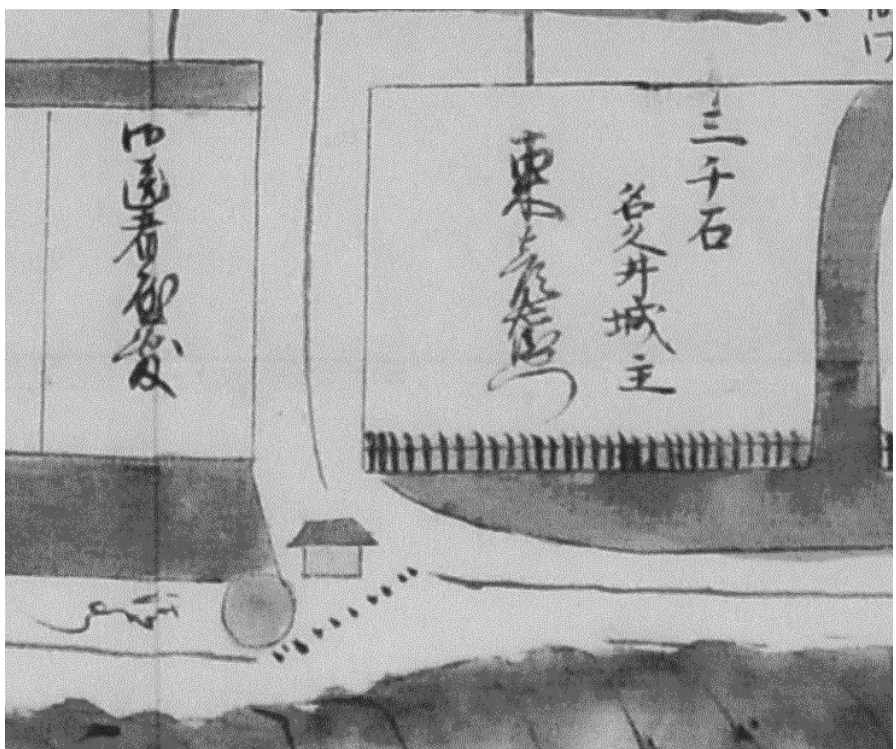
(中略)

一、廿日ノ日入時分より俄⁹⁴大雨⁹⁵ふり出、風もふき、神なりなり候つる、近年不覚ほと⁹⁶候、其元も左様⁹⁷候哉、其雨⁹⁸つれ候て、先年伏見⁹⁹者唐人の参候時、ふり候様成しるき毛¹⁰⁰ふり候、長さ五、六寸之月毛馬のかしら¹⁰¹のことく¹⁰²候、先年ふり候よりハ、こと¹⁰³

〔図3〕三戸城の本丸
 (二)三戸郡三戸御古城御縄張測量之図〔三戸町、部分〕



〔図4〕三戸城の東氏屋敷下の「清水」
 (三)三戸御古城之図〔もりおか歴史文化館所蔵、部分〕



元和・寛永前期の三戸城 — 南部利直の移徙と普請・作事 —

外(白)しろく候、先年伏見(二)にてハ、ミかきすなノ様成土にましり(混)ふり候、今度ハ雨(三)つれ(陰)ふり申候、先年之ハ、おうは御覚可有候、よき時分(二)候て、満足候、恐々謹言、

六月廿六日 利直(南) (花押影)

彦八郎殿

尚々、(中略) 作事(何)な(程)にほと出来候や、せい(精)を入候へと可申候、(中略) 当年ハ、かん(雁)・かも(鴨)、はやく(早)可参と昨日 上様御意候、其(如)ごとく申候、(後略)

右の書状の年代は、「黒田右衛門佐」の「大船」建造に関する部分により比定可能である。『黒田統家譜』⁸³寛永二年条は、次のように記す。

忠(黒田)之(寛永)ハ去年より在江戸にて、今年御暇給ハリ帰国し給ふ、其迎船として鳳凰丸を留守より大坂へ遣す、此船さほどの大船にあらざれども、其制作す(光)こし華美にして、人の目たつ(心)へかりしにや、大坂の御船奉行小濱民部少輔、是を見と(答)かめて非常なる大船のよし、ことごとく江戸へ言上す、(中略) 忠(黒田)之ハ江戸より帰向し、此時既に摂州にいたり給ふ、かねて江戸におゐて上意をうか(向)ひて御ゆるしを蒙り、湯治の為に有馬に趣かれしかとも、彼地にて鳳凰丸御と(答)かめの由を聞、上意にそむ(昔)かん事をは(罪)かり、早速大坂に立返り、路次をいそぎ江戸に至り、其罪なき由を謝し奉らる、

右の福岡藩主黒田忠之の大船の件は、『史料16』の「黒田右衛門佐」の「大船」に関する内容と一致する。また、「昨日も 御前へ出候」^(前)「昨日 上様御意候」と、利直の国元不在が確認されるとともに、「先

年」 「伏見」で雨に混じって降った白い毛よりも、「今度」の毛が白いと比較しているため、京都あるいは伏見滞在が判明する。黒田忠之の「大船」建造の件は、翌寛永三年、利直が徳川秀忠に供奉して上洛中に入手した情報であろう。『史料16』は、寛永三年に比定される。史料には、「作事(何)な(程)にほと出来候や、せい(精)を入候へと可申候」と記されている。寛永三年五月、大工喜兵衛が指示を受けた「広間」と「やく(槽)ら」の作事を督励したものであろう。

2 寛永五年の門の作事

次の史料は、寛永五年(一六二八)、江戸在府中の利直に代わり、留守居の利康が発給したものである。

〔史料17〕 寛永五年三月六日 南部利康黒印状⁸⁴

一、五拾本 御門戸(扉)ひら、長サ式間、は(幅)、五寸四方、栗、一、拾五本 たる木、長サ式間壺尺、末口壺尺廻り、松、メ六拾五本、今日中(二)早々取上可申候也、

寛永五年三月六日 (黒印)

野田掃部助

利康は、財政を担当する野田直親に対して、「御門戸(扉)ひら」の材木と「たる木」の調達を命じている。「御門」の文言と、元和期以来、利康の居所が三戸城であることを合せ考えれば、「御門」とは三戸城の門と判断される。五〇本という数量の多さ、幅五寸四方の栗材、また屋根の製作に用いられる「たる木」を「御門」の用材とすれば、場所未詳であるものの、三戸城内の「御門」の建造と考えられる。

〔史料18〕寛永六年十二月十三日 南部利直伝馬手形³⁷⁾

以上、

三戸へ大蔵院^(梅内大蔵院)候間、伝馬式疋、如此書付之出し可申候也、

寛永六年

極月十三日^(南部利直) (黒印)

花巻
郡山
盛岡
沼宮内
一戸
福岡
金田市

以上、

右の史料は、「帰し」という文言から、利直がこの伝馬手形の発給時、盛岡藩領最南端の支城である花巻城にあり、そこから大蔵院を「三戸」に帰したことがわかる。

八日前の寛永六年十二月五日、利直は大蔵院に対して、居所の三戸梅内村において知行を給与しているため、同日までの在国が確かめられる。また、翌七年三月六日の江戸在府が確認されるため、同年一月か二月の江戸参府が推定される。寛永六年十二月五日当時、利直は三戸城にあり、その後まもなくして江戸参府のため大蔵院を伴って三戸城を出立、花巻城に到着後の同十三日に大蔵院を三戸に帰し、自らは江戸に上って二月上旬頃に参着、以上のことが〔史料18〕から読

元和・寛永前期の三戸城 ― 南部利直の移徙と普請・作事 ―

み取ることができ。寛永六年の在国時、利直が、三戸城を居所にしていたことが判明する。

3 寛永七年の「御すへ」

〔史料19〕寛永七年三月二十九日 南部利直書状⁴⁰⁾

尚々、(中略) 其方事、十二日^ニようく^ク三戸^ヘ下り、
むすめ^方かた^方へも出、ふたん^方御す^方へ居候て、御さ^方ひしき時^方ハ、
うた^方ひなくさめ^方申よし喜^方候、(中略) 此方^方おう^方へへ正月之
元日^方ゆわい^方こ^方へ候、其後四日^方山^方しろない義、礼^方被^方越、
それ^方あひ^方おう^方へへ越候、其後今^方おう^方へへも不越候、(中
略) 已上、

十五日^方之文、廿七日^方食^方すき^方参候、(中略) ひめ^方こ^方、二月十二日^方
そこ^方もとへ下り、十五日^方あひ^方、御さ^方ひしく候とき^方ハ、御す^方へて
うた^方ひなくさめ^方申よし、よろこ^方ひ^方候、ふくお^方かのか^方も、正月
す^方へ其元^方へ参候よし、よき事^方候、たか^方のゆる^方くと居候^方処^方、
わか^方さの御ぜん^方様御はて候^方に付て、にわか^方か^方へり候、それ^方に付
而、昨日^方迄御しろ^方へ之出仕^方もなく候^方へ而、昨日^方御本丸^方へ御め^方ミ^方へな
く候、明日^方者、御にし^方ノ丸おもて^方へならせられ^方へきといひ候、左候
ハ、彦八郎^方御いとま時^方分次第、申^方くたす^方へ候、(中略)
三月廿九日^方とし直^方
おちかた^方へ

右の利直書状の年代は、「たか^方のゆる^方くと居候^方処^方、わか^方さの御ぜん^方様御はて候^方に付て、にわか^方か^方へり候」の部分により比定でき

る。金地院崇伝の日記『本光國師日記』寛永七年三月四日条には「戌之刻、若狭之姫君様、御遠行」、同三月十四日条には「若狭之御前様御葬礼、小石川於伝通院有之、同日午時、諷經^三御越候也」と記されている。「若狭之御前様」とは、徳川秀忠の四女初のこと、京極忠高（若狭守）の正妻となり、寛永七年三月四日に没した。⁽⁴⁾『史料19』が記す「わかさの御ぜん様」とは、『本光國師日記』が記す「若狭之御前様」（初）その人である。

『本光國師日記』寛永七年三月六日条に、「南部信濃殿、馬場より四月之日付^二て状来、（中略）若州御前様之義申遺ス」とある。在府の利直は、馬場で鷹狩りの最中に、金地院崇伝の書状で初の死を知ったことになる。「史料19」の年代は、寛永七年である。

宛所の「おち」とは、利直の親族と推定される。「彦八郎御いとま時分次第、申くたす^(下)へく候」と、三戸城を居所とする南部利康が江戸から帰国する旨を報じているため、「おち」は当時三戸城に滞在中であったと考えられる。城内には彼女らが「御さひしき時ハ、うたひなく^(歌)さめ」る、おそらく女性だけが出入りする「御す^(末)へ」があったことがわかる。⁽³⁾『三戸郡三戸御古城御繩張測量之図』（図3）には、本丸に「御末」が描かれている。

まとめ

本稿は、居城を盛岡城から三戸城へ移転させた年代と、これにともなう普請・作事の過程を、おもに同時代史料の南部利直書状から明らかにした。

三戸城の普請の「歛初」は元和元年と推定され、同四年には一定の施工が完了していたと考えられる。普請とは、石垣の築造のことで、根石・土手・雁木・栗石・角石など、高度な技術が導入されていた。また、複数名の「普請奉行」の下に、それぞれ三〇人を単位とする集団（同心）が配属されていた。元和・寛永前期、盛岡藩領各所の城郭で行なわれていた石垣普請には、給人や「百人組」らを派遣し合うシステムが構築されており、そこで用いられていた技術と集団が、三戸城の石垣普請に用いられていた。石垣普請に精通した南部利直が、これを組織的に指揮していた。

石垣普請を踏まえ、元和五年には重臣妻子の三戸城内への居住が行なわれた。そして、翌六年十二月二十一日、利直の移徙が行なわれ、以後寛永七年三月まで、三戸城が利直・利康父子の居所であったことが確認される。

三戸城移徙後の翌元和七年から、利直は作事の指示を出し始めた。同年、黄金橋の擬宝珠の鑄造が行なわれ、同九年に架橋が完了した。また、寛永三年までに、東氏の屋敷とその縁辺部の土塁が完成するとともに、同年からは、本丸の広間および櫓の作事と、東氏屋敷下の清水の造成が始められた。同五年には「御門」の建造が行なわれ、同七年には御末の建造が済んでいた。寛永七年までに、城内各所の作事は完成していたと推定される。

以上が、本稿で明らかにした内容である。なお、寛永七年三月以降の三戸城の動向や、次の居城とされる郡山城（現岩手県紫波町）・盛岡城への移転年代等については、同時代史料がほとんど現存しないた

め、触れることができなかった。今後の課題としたい。

三戸城跡は、平成十六年(二〇〇四)度から三戸町教育委員会により本格的な学術調査が始められ、⁴⁰⁾平成二十九年(二〇一七)度には国史跡指定へ向けて「三戸城跡保存整備検討委員会」が設置された。この取り組みのなかで、重臣屋敷や「本丸」等の発掘が行なわれ、また「大御門」の礎石・石垣、「谷丸」付近の石垣など、大きな発見が相次いでいる。今後は、こうした考古学上の成果と歴史学を結合させた分析が望まれる。

〔注〕

- (1) 「元和五年」説は『盛岡砂子』(南部叢書(一))歴史図書社、一九七〇年、三八五～三八六頁)、「岩手県立図書館所蔵」『宝譜伝萬葉』、「元和年中」説は「新田恵美子氏所蔵」『新田家伝記』(『青森県史 資料編 中世1 南部氏関係資料』青森県、二〇〇四年、四八四、三〇八頁、以下同書は『青森県史 中世1』と略記)、「寛永の始頃」説は「もりおか歴史文化館所蔵」『三戸御古城之図』(『青森県史 中世1』口絵写真)、「寛永之頃」説は『郷村古實見聞記』(『南部叢書(四)』歴史図書社、一九七一年、一一二頁)。
- (2) 三戸城への移転については、「利直が在城したと推定される元和6年(9年(1620~23))のころ」(小井田幸哉『三戸城 改訂版』三戸町観光協会、初版一九六五年、一二頁)、「元和年中(一六一五~一四)の盛岡の水害時には当城が一時居城となり(盛岡砂子)、寛永初年頃にも居城として使われた」(『日本歴史地名大系2 青森県の地名』平凡社、一九八二年、六一頁)と、記述されてきた。近世の歴史書にもとづく推定で、現段階でも近世三戸城に対する認識は、この段階にとどまっている。
- (3) 「図1」の出典は、以下の通りである。『岩手県戦国期文書 Ⅰ』(岩手県教育委員会、一九八二年)、『新訂増補 國史大系 第三十九卷 徳川實紀 第二篇』(吉川弘文館、一九六四年)、『岩手県立図書館所蔵』『宝翰類聚』(『青森県史 中世1』)、『青森県史 資料編 近世1 近世北奥の成立と北方世界』(『青森県、二〇〇一年』)、『もりおか歴史文化館所蔵』『系胤譜考』、『新編八戸市史 中世資料編』(八戸市、

- (20) 一〇一四年、以下『新編八戸市史』と略記)、『新訂 本光國師日記』(第三、六、統群書類従完成会、一九六八~一九七一年)、『南部藩 参考諸家系図』(第一~五巻、国書刊行会、一九八四~一九八五年)、『大日本近世史料 細川家史料1』(東京大学史料編纂所、一九六九年)、『聞老遺事』(『南部叢書(二)』歴史図書社、一九七〇年)、『宝翰類聚』(『青森県史 中世1』、六七五~一〇三三)。⁴¹⁾なお、本稿で用いる同書所収史料の様式・文字については、すべて原本の写真で校正した。
- (5) 『系胤譜考』。
- (6) 『南部藩 参考諸家系図 第一巻』一九二頁。
- (7) 「神武男氏所蔵文書」(『岩手県戦国期文書 Ⅰ』一〇七)。
- (8) 「もりおか歴史文化館所蔵」(『岩手県戦国期文書 Ⅰ』二八三)。⁴²⁾なお、様式・文字については、同書の巻末掲載写真により校正した。
- (9) 『岩手大学附属図書館所蔵・浜田文書』。
- (10) 『南部藩 参考諸家系図 第一巻』三三三頁、『陸奥盛岡南部家譜』(東京大学史料編纂所所蔵)など。なお、利直は書状で、利康の幼名を「さる」と記している。
- (11) 慶長十一年(一六〇六)の江戸普請時の石垣築造について、「百人持之石」が記されている(『史籍雑纂 當代記』統群書類従完成会、一九九五年、九五頁)。
- (12) 「四戸久助氏所蔵文書」(『岩手県戦国期文書 Ⅰ』二七九)。⁴³⁾なお、本史料は、「もりおか歴史文化館所蔵」(『國統大年普』)で校正した。
- (13) 『南部光徹氏所蔵文書』(『新編八戸市史』八七六)。
- (14) 『新編八戸市史 通史編Ⅰ 原始・古代・中世』(八戸市、二〇一五年、第四章〈筆者執筆担当〉)五〇六~五〇八頁。
- (15) 後掲『史料19』寛永七年三月二十九日・南部利直書状の尚々書によれば、利直の嫡子として当時江戸在府中の南部重直(山城守)の居所が、「おうへ」と記されている。
- (16) 『系胤譜考』。
- (17) 「三戸町所蔵」。本絵図に描かれている三戸城内の屋敷割は、近年の同城跡の発掘や現地調査の結果、かなり正確なものであることが実証されている(『三戸町埋蔵文化財調査報告書 第13集 三戸城跡 —平成16~25年度 調査報告—』三戸町教育委員会、二〇一四年)。
- (18) 元和・寛永前期の奥瀬家の当主は、「史料7」の宛所「奥瀬内蔵」(直定)であり、「与七郎」は直定の前当主重賢に比定される(『南部藩 参考諸家系図 第一巻』三九六~三九七頁)。⁴⁴⁾本絵図に記されている人名(仮名)は、不正確なものと考えられる。

- (19) 「東北大大学院文学研究科日本史研究室所蔵・鬼柳文書65」。なお、本史料は、『史料が語る和賀氏の時代』（北上市立博物館、二〇一二年、三二頁）掲載写真により翻刻。
- (20) 鬼柳義満は、寛永十年（一六三三）に鹿角郡の「道橋」の修繕を、正保四年（一六四七）には岩手郡沼宮内周辺の「道橋つくりの御目付」を担当している（前掲注⑨）『史料が語る和賀氏の時代』四七～四八頁、五五頁。
- (21) 元和二年（一六一六）九月十九日・南部利直黒印状（岩手大学附属図書館所蔵・浜田文書）『岩手県戦国期文書 Ⅰ』一三八、寛永四年（一六二七）六月十一日・桜庭直綱・野田直盛・小笠原直吉連署書状（北上市史 第四卷 近世②）北上市史刊行会、一九七三年、一一三）。
- (22) 「三戸町所蔵・県重宝 青銅擬宝珠」（『青森県の文化財』青森県教育委員会、一九九七年、一六二頁）掲載写真により翻刻。
- (23) 「東京大学史料編纂所所蔵」『三翁昔語』（新編八戸市史）八八一。
- (24) 「南部光徹氏所蔵文書」（『新編八戸市史』九二二）。
- (25) 『宝翰類聚』（『青森県史』中世Ⅰ）六七五―五二）。
- (26) 「南部光徹氏所蔵文書」（『新編八戸市史』九二五）。
- (27) 「寛永二年極月二十五日・南部利康黒印状」（五戸町図書館所蔵・木村文書）『青森県史』中世Ⅰ）六二六、後掲（史料14）寛永三年二月二十五日・南部利康黒印状。
- (28) 「寛永四年三月十七日・南部利直知行目録」（南部光徹氏所蔵文書）『新編八戸市史』九〇一）。
- (29) 前掲注⑭『新編八戸市史』通史編Ⅰ 原始・古代・中世』五一六―五一八頁。
「岩手大学附属図書館所蔵・浜田文書」。
- (30) 『宝翰類聚』（『青森県史』中世Ⅰ）六七五―三五）。
- (31) 前掲注⑭『新編八戸市史』通史編 原始・古代・中世』五一六―五一八頁。
- (32) 元和・寛永前期の東家の当主は直次（仮名「彦七郎」）であり、「彦左衛門」はその父直義である。奥瀬氏の場合と同様、本絵図の人名（仮名）は、不正確なものと考えられる。
- (33) 『宝翰類聚』（『青森県史』中世Ⅰ）六七五―三四）。
- (34) 「福岡県立図書館所蔵」。
- (35) 「川嶋亮太氏所蔵・野田家文書」（『青森県史』中世Ⅰ）五八八）。なお、『岩手県史 第五卷 近世篇②』（岩手県、一九六三年、一七八頁）の掲載写真により黒印（南部利康）・様式・文字を確認した。
- (37) 「梅内家文書」（『新編八戸市史』八七二）。
- (38) 「戸来多門院文書」（『岩手県戦国期文書 Ⅰ』一三三）。
- (39) 寛永七年三月四日、南部利直は江戸の馬場で鷹狩りをしていた（前掲注③）『新訂本光国師日記』寛永七年三月六日条。同書での鷹狩りについては後述。
- (40) 『宝翰類聚』（『青森県史』中世Ⅰ）六七五―三八）。
- (41) 『新訂増補 国史大系 第三十九卷 徳川實紀』四七八頁。
- (42) 前掲注⑦『三戸町埋蔵文化財調査報告書 第13集 三戸城跡 ―平成16～25年度調査報告―』。

〔付記〕

三戸城跡の現状および発掘成果、絵図等について、三戸町教育委員会の野田尚志氏に御教示いただきました。記して謝意を申し上げます。